



早共 彦 本山 修一 18
教育委員会改悪と学校教育

問 地方教育行政法が改定されたが教科書採択など教育委員会の専権事項に
関し首長判断で大綱に記
載されれば、教育委員会
の独立性が保たれるのか。

答 教育長※ 新制度にお
いても教育委員会は独立
した執行機関として位置
づけられている。また、
教科書採択などの教育に
関する専門的な事項につ
いては、明確に教育委員

会の職務権限として位置
づけられている。総合教
育会議にて策定する大綱
では、教育委員会と首長
の職務権限は変更しない
とした上で、首長が教育

委員会と協議、調整し策
定するものと認識し、教
育の政治的中立性等の確
保を重点に動向を注視し
ていく。
教育委員会制度の改悪
川越市史編纂について



早共 彦 今野 英子 19
普通教室にエアコン設置を

問 子ども達の健康や学び
環境を整えていくため、
小中学校の普通教室への
エアコン設置を早期決断
するべきだと考えるが、
市長の見解を伺う。

答 市長※ 小中学校の普
通教室へのエアコン設置
については、ここ数年暑
さが増しており、子ども
たちが集中して勉強でき
ないなどの市民の方から
のご意見、ご要望をいた

だいており、その必要性
を認識している。
しかしながら、小中学
校の普通教室へエアコン
を設置するとなると、設
置方法にかかわらず、多
額の費用が見込まれる。

限られた予算の中で本
市の施策の優先順位や財
政状況を見極めながら、
鋭意検討していきたい。
人問らしく働ける雇用
教室へのエアコン設置



早共 彦 川口 知子 20
商店版リフォーム助成を

問 商業の活性化のために
老朽化の店舗改装や備品
購入に対して補助する
「商店版リフォーム助成
事業」を実施できないか。

答 市長※ 商店街の活性
化については、地域の活
性を図る上でも重要な
課題であると考えます。
そのため、中小企業や
商店に対する低利な融資
制度の創設などの支援を
行うとともに、商店街が

実施する販売促進事業な
どに対する補助を行い、
活性化を支援している。
厳しい財政状況の中、
高崎市と同様の助成制度
を創設するのは難しい状
況であるが、今後、他市

の助成制度について、実
施状況等を調査するなど、
検討していきたい。
高年齢も安心のまちを
中小企業振興策
交通不便地域の施策



早共 彦 柿田 有一 21
市の態度を明確に示すべき

問 原発事故の放射能汚染
で売れ残った茶葉が市民
に知らされず保管されて
いた。関係者に問題を指
摘し抗議すべきと思うが
今後の市の対応は。

答 市長※ 風評被害等で
売れ残った茶葉を狭山茶振興
下回るお茶を狭山茶振興
対策協議会が処分方法を
決まるまで一時的に保管
することにした。本市担
当課へ保管場所の相談は

なく、決定された後知ら
された。市は協議会に説
明責任を果たすこと、早
期の適切な対応を要請し、
搬出完了の確認をした。
今後は、市民の生活や
健康に関する情報が入っ
た場合、速やかに報告す
るよう指示し、他市と情
報交換できる体制づくり
を検討させたいと考える。

放射能から市民を守る
名細の歴史文化活かし



民主党 山根 史子 22
早急に対策を！

問 被害に遭われる方の傾
向として70代女性が多い。
自治会やPTA等にご協
力頂き定期的に子が高齢
の親に注意を呼びかける
取組についての市の見解。

答 市民部長 本市の対策
としては、注意を促すチ
ラシ作成等を行い、4月
には庁内会議を設置し、
各課が家庭訪問の際に注
意喚起をする等、全庁的
に実施している。

提案のように、子供や
孫が高齢の親に定期的
に直接注意を呼びかけるこ
とは、振り込め詐欺防止
の上で最も効果的な対策
と考える。市としては、
自治会等の各団体や関係
機関に、そういった呼び
かけをしてもらえるよう
要請していきたい。

オレオレ詐欺等の対策
保育の質について
土曜授業の是非



民主党 山木 綾子 23
安全であれば説明は不要か

問 風評被害を受けて販売
できなかつた茶葉5百t
が市内の倉庫に保管され
ていた事について、市長
の見解は！

答 市長 担当課からの報
告によると、当時風評被
害があり売れなくなつた
お茶を狭山茶振興対策協
議会が処分方法が決まる
まで、一時的に保管して
いたものと聞いている。
当時は、検査を行って

規制値以下のものであり、
安全性が確保されている
ことから、特に問題とな
るようなものではないと
の判断で、部長までの報
告となつていた。今後は、
市民の生活や健康に関す
る情報が入った場合には、
速やかに報告するよう指
示し、他市との情報交換
できる体制づくりを検討
させたいと考える。

川越市の農業政策

議会情報



議会運営委員会

- ▼ 川越市議会運営委員会
会委員の辞任について
5月9日山根史子委員より辞任願が提出され、これを許可しました。
- ▼ 川越市議会運営委員会
会委員の選任について
委員に欠員が生じたため、片野広隆議員を委員に選任しました。
- ▼ 川越市議会運営委員会
会委員の辞任について
6月3日三浦邦彦委員より辞任願が提出され、これを許可しました。
- ▼ 川越市議会運営委員会
会委員の選任について
委員に欠員が生じたため、吉田光雄議員を委員に選任しました。

議員提出議案

- ▼ 川越市議会運営委員会
会委員の構成について
6月25日全委員が辞任し、新たな構成が次のとおり決まりました。
- 委員長 小ノ澤 哲也
- 副委員長 倉嶋 美恵子
- 委員 吉野 郁恵
- 委員 片野 広隆
- 委員 柿田 有一
- 委員 吉田 光雄
- 委員 高橋 剛
- 委員 石川 智明
- 委員 近藤 芳宏
- 委員 新井 喜一

▼ 川越市議会会議規則の一部を改正する規則を定めることについて

— 原案可決 —
今回の改正は、各常任委員会を円滑に運営することを目的に、副議長及び各常任委員会正副委員長で構成する常任委員会正副委員長会議を設けようとするものです。



請願第3号

手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願書

—採択—

提出者 川越市大字小中居316-8

川越市聴覚障害者協会 会長 川村 千裕

「手話言語法」制定を求める意見書

手話とは、日本語を音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系をもつ言語である。手話を使う者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきた。

しかしながら、ろう学校では手話は禁止され、社会では手話を使うことで差別されてきた長い歴史があった。2006（平成18）年12月に採択された国連の障害者権利条約には、「手話は言語」であることが明記されている。

障害者権利条約の批准に向けて日本政府は国内法の整備を進め、2011（平成23）年8月に成立した「改正障害者基本法」では「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められた。

また、同法第22条では国・地方公共団体に対して情報保障施策を義務づけており、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、更には手話を言語として普及、研究することのできる環境整備に向けた法整備を国として実現することが必要であるとする。

よって川越市議会は、政府と国会が左記事項を講ずるよう強く求めるものである。

記

手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、更には手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を目的とした「手話言語法（仮称）」を制定すること。

右、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年6月25日

川越市議会